

環境省

《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象。 ○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成25年度環境省政策評価実施計画（平成25年5月15日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：6施策に含まれる26目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：18件 (規制) 〔表 19-3-ア〕	規制の新設は 有効	18	評価結果を踏まえ、新規規 制を実施すること等とした	18	
	事業評価方式：9件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-イ〕	平成 26 年度税 制改正(租税特 別措置)要望と して妥当	9	平成26年度税制改正(租税 特別措置)要望を行うこと とした	9	
	事業評価方式：1件 (個別公共事業) 〔表 19-3-ウ〕	事業の実施は 有効	1	評価結果を踏まえ、評価対 象事業(施策)を実施する こととした	1	
事後評価	主要な行政目的に 係る政策等として 基本計画に掲げる 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：26件 (目標管理型の政策評 価) 〔表 19-3-エ〕	目標の達成に 向けておおむ ね順調に進捗 したが、一部事 業の見直しを 行った	26	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行 った	26
					【改善・見直し】	
					政策の重点化等	16
					〈概算要求及び機構・定員要求への反映〉 〔概算要求に反映 26件 機構・定員要求に反映 10件 (うち、機構3件、定員8件)〕	
未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表 19-3-オ〕	今後とも引き続 き措置していく	2	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 18 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日及び 26 年 1 月 20 日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
大気汚染防止法の一部を改正する法律案	
1	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
2	特定工事に該当するか否かの調査の実施、及びその結果の説明等
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	
3	特定外来生物が交雑することにより生じた生物の規制
4	輸入品等の検査、廃棄・消毒命令等の創設
5	立入検査・措置命令の対象者の拡充
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案	
6	広告に関する規制の強化
7	登録関係事務手続の創設
放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）	
8	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
9	南極環境保護法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	
10	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
11	指定製品の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
12	第一種特定製品の管理の適正化のための措置
13	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告
14	フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入
15	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入
16	処理完了確認のための措置の導入
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令	
17	1,4-ジオキサン等を排出する特定工場の追加
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令	
18	エンドスルフェン及びヘキサブロモシクロドデカンの第一種特定化学物質への指定（2 物質の製造・輸入・使用の原則禁止）、ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている 4 つの製品の輸入禁止製品への追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(1) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 9 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	ノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置）の普及・拡大のための税制上の措置
2	地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出抑制等指針に適合した排出削減設備の導入に係る軽減措置の創設
3	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置
4	最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の適用期限の延長
5	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置

6	既存建築物の改修投資促進のための特例措置の創設
7	研究開発法人への寄附に係る税制措置
8	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
9	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(2) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、平成 25 年度に新規採択を要求している公共事業 1 事業を対象として事前評価を実施し、その結果を 25 年 5 月 15 日に「平成 25 年度廃棄物処理施設設備に対する国庫補助事業に関する事前評価結果(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)」として公表。

表 19-3-ウ 個別公共事業を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(3) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

平成 25 年度においては、実績評価方式を用いて、「平成 25 年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、24 年度に行った以下の 6 政策に含まれる 26 目標を対象として事後評価を実施し、25 年 12 月 12 日に「平成 24 年度環境省政策評価書(事後評価)」として公表。

表 19-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1 地球温暖化対策の推進			
1	目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
2	目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
3	目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
4	目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
2 地球環境の保全			
5	目標 2-1 オゾン層の保護・回復	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
6	目標 2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

7	目標 2-3 地球環境保全に関する調査研究	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
3 大気・水・土壌環境等の保全			
8	目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
9	目標 3-2 大気生活環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10	目標 3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
11	目標 3-4 土壌環境の保全	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
12	目標 3-5 ダイオキシン類・農薬対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
13	目標 3-6 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進			
14	目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
15	目標 5-2 自然環境の保全・再生	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
16	目標 5-3 野生生物の保護管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
17	目標 5-4 動物の愛護及び管理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
18	目標 5-5 自然とのふれあいの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
19	目標 5-6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
8 環境・経済・社会の統合的向上			
20	目標 8-1 経済のグリーン化の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
21	目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
22	目標 8-3 環境パートナーシップの形成	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
23	目標 8-4 環境教育・環境学習の推進	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
10 放射性物質による環境の汚染への対処			

24	目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
25	目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し
26	目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策	目標の達成に向けておおむね順調に進捗したが、一部事業の見直しを行った	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(4) 参照。

(2) 租税特別措置等に係る以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 8 月 30 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

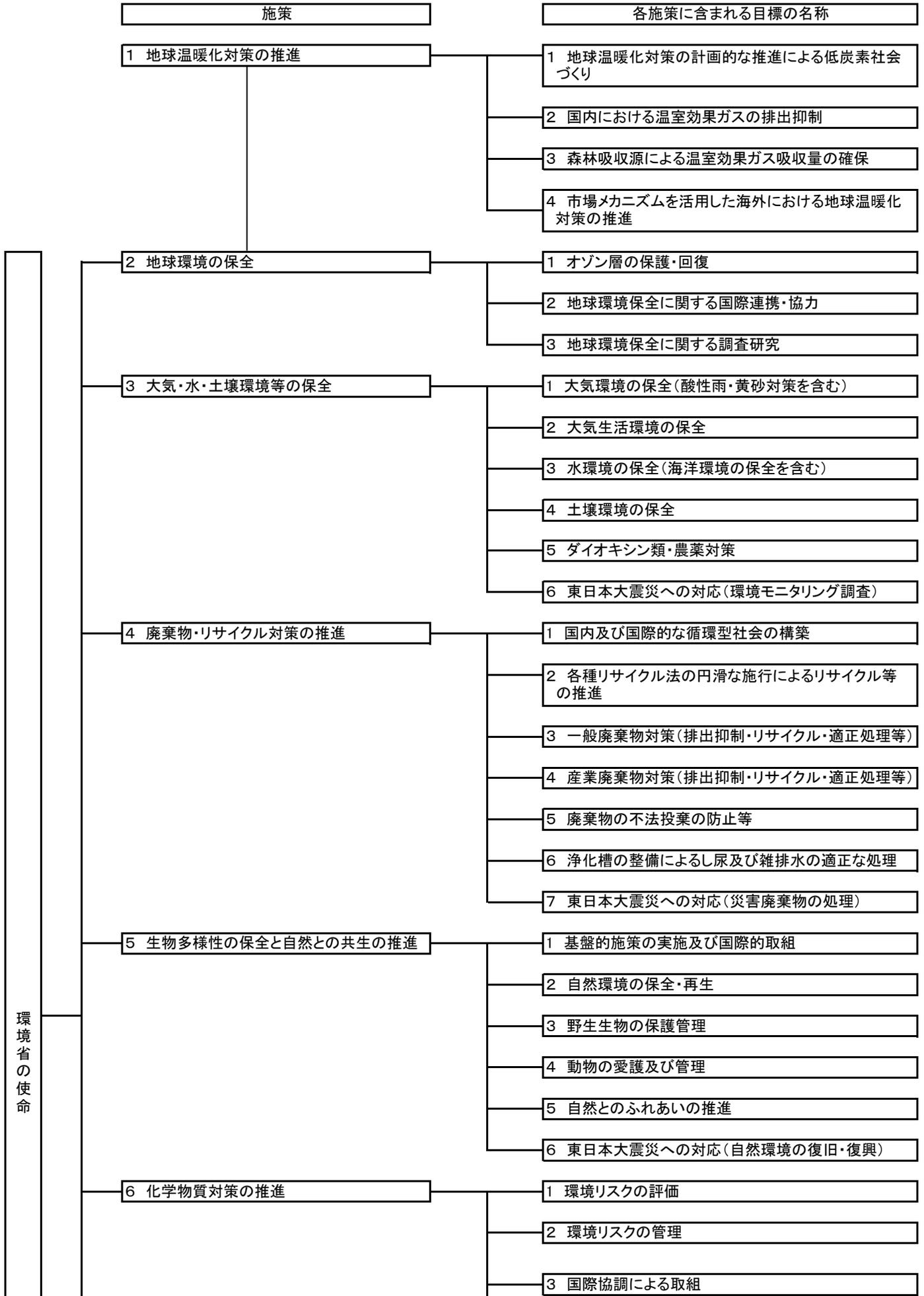
表 19-3-オ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進
2	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	今後とも引き続き措置していく	引き続き推進

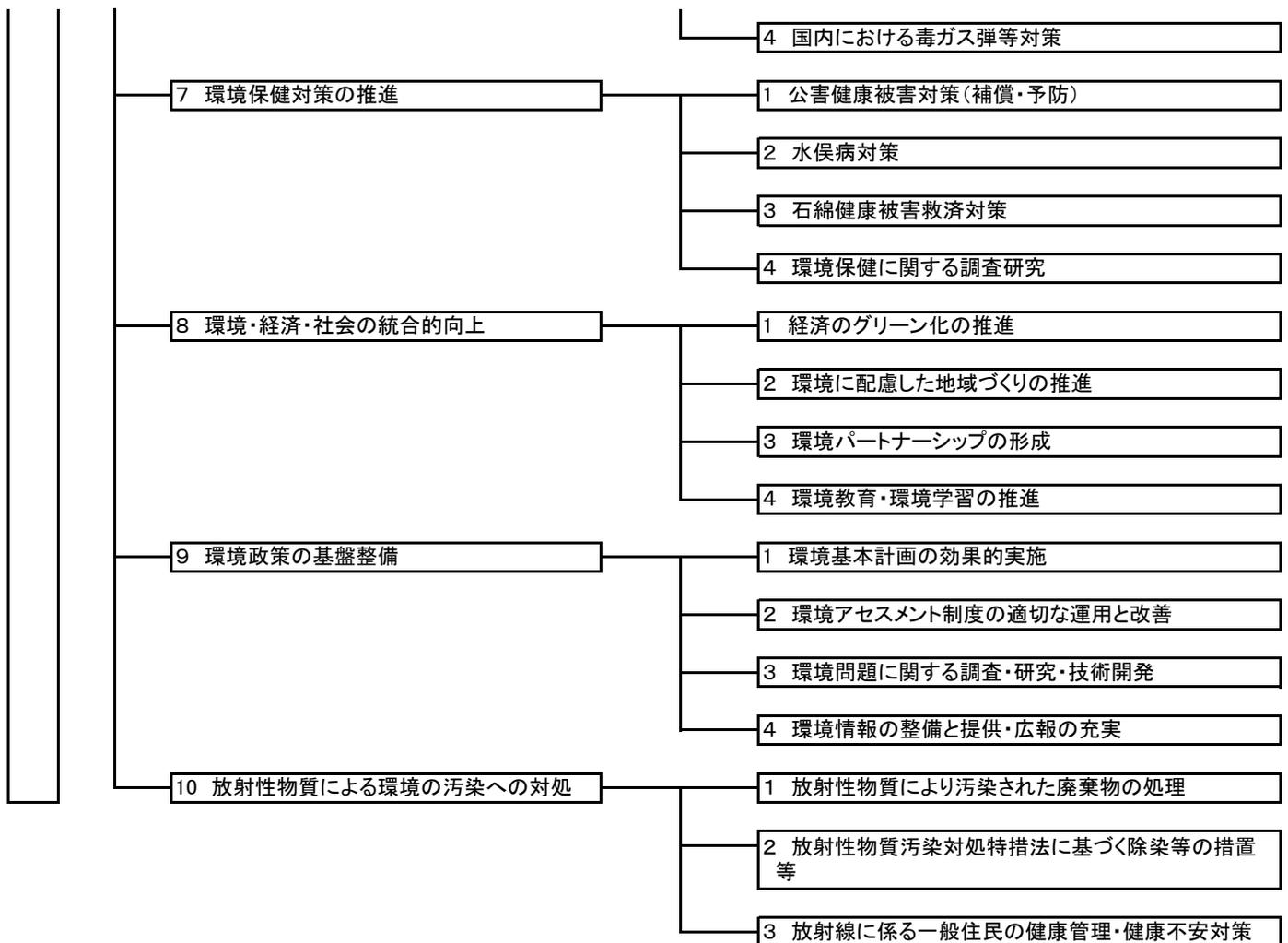
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表 19-4-(5) 参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/seisaku-taiou.pdf>) 参照。